

令和5年度ボランティア活動功労者表彰要領

第1 趣 旨

この表彰は、公共福祉の向上のため、自主的に無報酬でボランティア活動を行っている個人又は団体のうち、顕著な事績を収めたものについて、その功績を顕彰し、もって一層の公共福祉の向上を期するものである。

第2 表彰の方法

被表彰者に対して表彰状及び記念品を贈呈する。

第3 表彰基準

1 表彰の対象者

自主的に、無報酬で、ボランティア活動を行う個人又は団体で、顕著な事績を収めたものを表彰する。

なお、団体に所属して、ボランティア活動を行っている場合は、原則として当該団体について表彰するものとし、その団体に所属する個人については表彰を行わない。

活動の対価を得ていても、材料費等のボランティア活動に要する経費（人件費は除く。）にあてられ収益になっていない場合は、無報酬とみなす。

次のいずれかに該当するものは、この要領に定めるボランティア活動功労者から除くものとする。

- (1) 民生委員、保護司、母子協力員、区政協力委員、市町村の連絡員、交通指導員等、公職者の委嘱又は委託を受けて活動するもの
- (2) 原則として、過去にこの表彰を受けたもの及び平成30年1月1日以降にこの表彰以外でボランティア活動に関し、知事表彰を受けたもの
- (3) その他表彰することが適当でないとして知事が認めるもの

2 表彰候補者の選定基準

表彰を受ける候補者は、前記1に掲げるものであって、次に該当するものとする。

(1) 活動期間

原則として、過去10年以上にわたり率先してボランティア活動を行っているもの

(2) 活動回数

原則として、個人にあっては年12回以上、団体にあっては月1回以上のボランティア活動を行っているもの

第4 推薦に必要な書類、提出方法等

1 表彰候補者の推薦は、次の書類により行うものとする。

- (1) 表彰候補者名簿（様式第1）
- (2) 表彰候補者推薦書（様式第2）

2 推薦書類の提出先等

次表のとおりとする。

推薦者	提出先	提出部数	提出期日
市町村長	知 事 (政策企画局) 秘書課	1 部	令和5年 5月15日(月)
本庁局長等			
団体の長			

第5 選 考

市町村長等から推薦のあったものから表彰候補者推薦書の内容及び推薦順位を考慮して、知事が行うものとする。

第6 その他

- 1 表彰候補者が、愛知県青少年団体連絡協議会に加盟する団体（別表）に所属する者である場合は、当該団体から、所管する機関を通じて推薦されるので、市町村長等が推薦する候補者から除外するものとする。
- 2 国が実施する春秋の緑綬褒章への推薦にあたっては、原則として、本表彰の受賞を要するものとする。

(参 考)

[ボランティア活動の例示]

- ・ 老人ホーム、重度障害者施設等における理髪
- ・ 老人ホームにおける入浴その他の介助
- ・ 老人ホーム、児童福祉施設の衣料、毛布等のクリーニング
- ・ 老人ホーム各居室への生花奉仕
- ・ 点訳及び点訳本の製本
- ・ 身体障害者の機能回復訓練介助
- ・ 障害児の日曜保育、施設における一日保育活動
- ・ 視覚障害者のための図書の朗読録音、手でさわる絵本の作成
- ・ 一人暮らし高齢者家庭の清掃及び修繕
- ・ 各種施設への慰問（人形劇、紙芝居、民謡、舞踊、腹話術等）
- ・ 子ども会主催行事等における奇術披露
- ・ 各種施設における詩吟指導、華道指導、学習指導等
- ・ ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会等の指導及び育成
- ・ 地域児童、青少年に対するスポーツ等の指導
- ・ 文化の伝承を通じた青少年の育成活動
- ・ 人形劇等による児童文化普及活動
- ・ 子どもへの本・紙芝居の読み聞かせ
- ・ 各種施設、史跡、自然歩道、遊園地、河川、道路等の清掃
- ・ 交通安全街頭活動 等